

【資料】 国際海洋法裁判所「気候変動事件」 (第31号事件) 勧告的意見 (1)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目次

勧告的意見

- I. 序
- II. 背景となる事実 (以上、本号)
- III. 管轄権及び裁量
- IV. 適用のある法
- V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係
- VI. 本件要請書の射程と2つの質問の関係
- VII. 質問 (a) について
- VIII. 質問 (b) について
- IX. 主文

はしがき

以下に訳出するのは、2024年5月21日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が与えた「小島嶼国委員会により付託された気候変動と国際法に関する勧告的意見の要請」(第31号事件) に関する勧告的意見である。

この小島嶼国委員会 (Commission of Small Island States: COSIS) は、2021年10月にアンティグア・バーブーダとツバルの2国が締結し同日に発効した「気候変動と国際法に関する小島嶼国の設立のための協定」(COSIS 協定) に基づき、発効したその日に設立された、国際法人格を有する政府間国際組織

である(その後加盟国は増えている(本勧告的意見2項))。このCOSIS協定は、4ヵ条しかない短い条約である。COSISは、この協定の定めるところに従い、2022年12月にITLOSに勧告的意見を要請した。この勧告的意見裁判の口頭手続は2023年9月に行われ、2023年5月21日に勧告的意見が言い渡された(訳者はいずれについても法廷内で傍聴した)。

COSISがITLOSに提起した質問は本勧告的意見3項・102項に記されているが、要するに、国連海洋法条約の締約国は気候変動に関していかなる義務を有するか、である。気候変動(climate change)は周知の通り、人類全体の未来に直結する深刻な問題であり、法的には1992年気候変動枠組条約と2015年パリ協定がこの問題を規律している。他方、国連海洋法条約は1982年に締結されたものであり、本勧告的意見が頻繁に言及する気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設置は1988年のことである(本勧告的意見47項)。このことから分かるように、海洋法条約締結当時は国際社会は気候変動問題について具体的に認識していなかった。海洋法条約自体、海洋環境保護に関する規定を多く有しているが(特に第12部)、海洋環境保護・海洋汚染防止のための具体的な規制内容を定めてはおらず、他の条約に委ねている。つまり、1982年海洋法条約の解釈適用に、その後認識された気候変動問題をどう反映しうるのが、特に海洋法条約締結以降に締結された1992年気候変動枠組条約・2015年パリ協定その他の国際規則・基準をどう反映しうるのが、本勧告的意見での大きな争点であった。

この勧告的意見のポイントは多くあるが、私見では、パリ協定が定めた1.5℃目標を海洋法条約締約国の義務として勧告的意見に明記した点であろう。厳密には海洋法条約締約国がとらなければならない必要な措置はその1.5℃目標を考慮すべきとする考慮義務としての言及であるが、海洋法条約の定める一般的抽象的規定に具体的な数値を読み込んだ点は、非常に注目される。そして、この勧告的意見の正文4点すべてが、裁判官21人全員の賛成投票で採択された。この勧告的意見には、反対意見はもとより個別意見すら付されていない(5人の裁判官の宣言が付されたのみ)。賛成したITLOS裁判官21人には、中国、

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

ロシア、インド出身の裁判官も含まれている（アメリカは国連海洋法条約を批准しておらず、裁判官にアメリカ人は含まれていない）。

ITLOS の勧告的意見裁判は、これまで2011年の深海底活動責任事件（第17号事件）と2015年西アフリカ地域漁業委員会事件（第21号事件）の2件があり、今回の勧告的意見が3例目である。本件勧告的意見の分量は、153頁411項もあり、過去2回（それぞれ76頁242項、68頁219項）と比べて倍近くある。口頭陳述の総時間も、大雑把な計算であるが、過去2回の勧告的意見裁判（いずれも8時間半～9時間弱）の3倍くらいの時間である。1996年に発足し常設国際法司法裁判所（PCIJ）の活動期間を超える27年余りの間活動を行ってきたITLOSにとって、この勧告的意見裁判が最も大きな裁判となった。

本件勧告的意見が要請された後の2023年4月に、国連総会が国際司法裁判所（ICJ）に「気候変動に関する国家の義務」について勧告的意見を要請している。ICJ の勧告的意見の言い渡しはまだ先のことであるが、ITLOS の本件勧告的意見が ICJ のこの勧告的意見裁判の審理に大きな影響を与えることは間違いない。

なお、ITLOS の裁判官21人のうち、6人（日本の柳井俊二裁判官を含む。）が、2023年9月30日に裁判官の任期を終えていた。ただ、裁判所の規則により、書面手続終了後に当該事件に関する裁判官会合に出席した裁判官は当該事件に限り任期終了後も裁判官としての職務を続けることとなっており、本件勧告的意見も任期終了後の6裁判官がこの事件を担当した。裁判長についても同様である¹⁾（本勧告的意見44項）。柳井裁判官にとって、この裁判が ITLOS 裁判官として最後の裁判となった。

1) 訳者注：そのため、2023年9月30日まで裁判所長であった Hoffmann 氏の職責について、本翻訳では、この日まで裁判所長、それ以降は裁判長、と訳した。

【翻訳】「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見の要請」 国際海洋法裁判所勧告的意見

目次

I. 序	1～44項
A. 本件勧告的意見の要請	1～8項
B. 本件裁判の経緯	9～44項
II. 背景となる事実	45～82項
A. 科学的側面	46～66項
B. 気候変動に関する国際文書	67～82項
III. 管轄権及び裁量	83～122項
A. 管轄権	84～109項
B. 裁量	110～122項
IV. 適用のある法	123～127項
V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係	128～137項
VI. 本件要請の射程と2つの質問の関係	138～152項
A. 本件要請の射程	138～150項
B. 2つの質問の関係	151～152項
VII. 質問(a)について	153～367項
A. 文言と表現の整理	154～158項
B. 人為的な温室効果ガス排出が海洋法条約における海洋汚染の定義に該当するかどうか	159～179項
C. 海洋法条約第12部と海洋汚染	180～192項
D. 海洋法条約194条に基づく、すべての汚染源に適用される義務	193～258項
1. 条約194条1項に基づく義務	197～243項
2. 条約194条2項に基づく義務	244～258項

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」(第31号事件) 勧告的意見 (1)

E. それぞれの汚染源に適用される義務	259～291項
1. 国内法を制定し国際的な規則及び基準を設ける義務	265～280項
2. 執行の義務	281～291項
F. その他の義務	292～367項
1. 世界的及び地域的な協力	294～321項
2. 技術援助	322～339項
3. 監視及び環境評価	340～367項
VIII. 質問 (b) について	368～440項
A. 文言と表現の整理	373～376項
B. 海洋法条約の関連規定	377～383項
C. 気候変動影響と海洋酸性化に関連する、海洋環境を 保護し及び保全する義務	384～440項
1. 条約192条に基づく義務	384～400項
2. 条約194条5項に基づく義務	401～406項
3. 海洋法条約の他の規定に基づく義務	407～436項
4. 海域別の管理手法	437～440項
IX. 主文	441項

勧告的意見

隣席者：HOFFMANN 裁判長；HEIDAR 次長；JESUS、PAWLAK、
YANAI、KATEKA、BOUGUETAIA、PAIK、ATTARD、KULYK、
GÓMEZ-ROBLEDO、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、
KOLODKIN、LIJNZAAD、INFANTE CAFFI、DUAN、BROWN、
CARACCIOLO、KAMGA 各裁判官；HINRICHS OYARCE 書記

気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により当裁判所に付託された要請
について

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
次のとおり勧告的意見を与える。

I. 序

A. 本件勧告的意見の要請

1. 2022年12月12日付の書簡(同日に裁判所書記局が電子的に受領した)により、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会(Commission of Small Island States on Climate Change and International Law)(以下「COSIS」とする。)の共同議長らは、当裁判所に対し、2022年8月27日に開催されたCOSIS第3回会合の決定に従い、勧告的意見の要請書(以下「本件要請書」とする。)を送付した。
2. COSISは、気候変動と国際法に関する小島嶼国の設立のための協定(以下「COSIS協定」とする。)に基づき設立されたものである。COSIS協定は、2021年10月31日に締結され、同日に発効した。本件要請書の提出時点で、アンティグア・バーブーダ、ツバル、パラオ共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、及びセントルシアが、COSIS協定の締約国であった。その後、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、及びバハマ国も、同協定に加入した。これらすべてのCOSIS締約国が、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)の締約国でもある。
3. COSISは、その第3回会合で、次の決定を採択した。

「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会の第3回会合の決定(*)

2022年8月26日の対面会合にて

小島嶼国委員会は、2021年10月31日の協定第3条(5)に基づき、以下のことを決定した。

1. 2022年11月24日に共同議長らが国際海洋法裁判所(ITLOS)の勧告

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

的意見に関する勧告を要請したことについて、COSIS は、海洋環境の保護及び保全に関する小委員会の作業を高く評価し、COSIS 協定第2条(2)に従い ITLOS に次の内容の勧告的意見を要請する法律専門家委員会の2022年6月18日の勧告第 *CLE. 1/2022/Rec* を承認する。

『国連海洋法条約の締約国が有する次の義務（条約第12部に基づく義務を含む。）の具体的な内容は何か。

(a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を通じてのものを含む。）及び海洋酸性化がもたらしたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務

(b) 気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化に関して、海洋環境を保護し及び保全する義務

2. COSIS は、国際司法裁判所（ICJ）に気候変動に関する勧告的意見を要請しようとするパヌアツの主導を支持することを表明し、また、法律専門家委員会が ICJ に対し適当と考える申立を行うに当たり COSIS 加盟国を支援すべきであることを決定する。

3. COSIS は、海面水位上昇小委員会、人権小委員会及び損害小委員会に対し、COSIS が COSIS 協定第1条(3)に基づく権限に従って、気候変動に関する国際法の規則と原則の定義、実施及び漸進的発達に貢献しようよう更なる活動を提案するよう、要請する。

(*) COSIS 加盟国により対面会合において全会一致で採択された。(1) Gaston Browne 閣下（アンティグア・バーブード首相）、(2) Kausea Natano 閣下（ツバル首相）、及び、(3) Surangel Whipps Jr. 閣下（パラオ共和国大統領）。

会合議長である Eselealofa Apinelu 駐フィジー・ツバル高等弁務官が投票を記録した。

(署名：Eselealofa Apinelu) (署名：Gaston Browne) (署名：Surangel Whipps Jr.)

(署名：Kausea Natano)]

4. 2022年12月12日付の書簡で、COSISの共同議長らは、自分たちは「COSISの設立のための協定の第3条(3)に基づきCOSISを代表して」おり、「この書簡により勧告的意見要請書を提出する」、と述べた。COSISの共同議長らは、また、国際海洋法裁判所規程(以下「ITLOS規程」とする。)21条と国際海洋法裁判所規則(以下「ITLOS規則」とする。)138条に言及して、次のことを述べた。

「この点について、COSIS協定第2条(2)は、次のように定める(強調は追加)
『温室効果ガスの吸収源と貯蔵庫である海洋の基本的重要性と小島嶼国に対する気候変動の悪影響との海洋環境の直接の関連性を考慮して、委員会は、1982年の国連海洋法条約の適用範囲におけるすべての法律問題について、国際海洋法裁判所(ITLOS)に対し、ITLOS規程第21条及びITLOS規則第138条の定めるところに従い、勧告的意見を要請する権限が与えられる。』」

5. 同じ書簡において、共同議長らは、当裁判所に対し、裁判手続のためのCOSISの代表としてPayam Akhavan氏を、副代表としてCatherine Amirfar女史を任命したことを、通知した。

6. この書簡と共に、COSISの共同議長らは、当裁判所に対し、ITLOS規則131条に基づき、勧告的意見要請書に含まれる質問を説明するための裁判書類を送付した。これらすべての裁判書類は、当裁判所のウェブサイトに置かれている。

7. 2022年12月12日に、本件要請は第31号事件として総件名簿に記載され、本件事件は、「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会が付託した勧告的意見の要請」と名付けられた。同日の書簡で、国際海洋法裁判所書記は、共同議長らに対し、本件要請が2022年12月12日裁判所書記局に提出され、第31号事件として総件名簿に記載されたことを、通知した。

8. 2022年12月19日付の連絡文書で、COSIS代表は、COSISが採択した2022年8月26日の決定の1項の1行目の2022年11月24日とした日付を、2021年11月24日に訂正した。

B. 本件裁判の経緯

9. 2022年12月13日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS 規則133条1項に基づき、すべての国連海洋法条約締約国に本件要請を通知した。

10. 同日の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件要請を通知した。

11. 2022年12月16日付の命令で、当裁判所長は、ITLOS 規則133条2項に基づき、「この命令の附属書に記載された政府間国際組織は、本件勧告的意見のために当裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる」ことを、決定した²⁾。その命令で、裁判所長は、ITLOS 規則133条3項に基づき、海洋法条約締約国、COSIS 及び上述の政府間国際組織に対し本件質問に関する陳述書を提出するよう要請し、また、陳述書を当裁判所に提出する期限を2023年5月16日に定めた。その命令で、裁判所長は、ITLOS 規則133条4項に基づき、口頭手続を行うことを決定した。この命令は、国連海洋法条約締約国、COSIS 及び命令附属書に記載された政府間国際組織に、通知された。

12. 2023年1月31日付の書簡で、アフリカ連合は、ITLOS 規則133条2項に基づき、アフリカ連合が「勧告的意見のために当裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる政府間国際組織であることを認め、本件裁判に参加することを許可する」よう、要請した。2023年2月2日付の書簡で、当裁判所書記は、アフリカ連合に対し、アフリカ連合はそのような権利を有する政府間国際組織であるとする裁判所長決定を通知し、また、アフリカ連合に対し2022年12月16日の命令が定めた期限までに情報を提供するよう求めた。

2) 訳者注：命令附属書に記載された政府間国際組織は、以下である。

- ・国際連合（国連本体、国連環境計画（UNEP）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC））
- ・国連食糧農業機関（FAO）
- ・ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC-UNESCO）
- ・国際海事機関（IMO）
- ・国際自然保護連合（IUCN）
- ・世界気象機関（WMO）

13. 2023年2月3日付書簡で、欧州委員会は、裁判所長に対し、「命令第2022/4号の定めた陳述書の提出期限を、その1ヵ月後の2023年6月16日に延長する」よう、要請した。2023年2月15日付の書簡で、裁判所長は、ITLOS 規則133条3項に基づき、当裁判所に陳述書を提出する期限を2023年6月16日に延長した。その命令は、裁判所長が、アフリカ連合を勧告的意見のために当裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる政府間国際組織とした決定を、記録した。この命令は、海洋法条約締約国、COSIS、2022年12月16日の命令の附属書に記載された政府間国際組織、及びアフリカ連合に、通知された。

14. 2023年2月20日付書簡で、国際海底機構は、裁判所長に対し、「同機構を、裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる政府間国際組織の1つであることを認め、また、同機構に裁判所長が延長した期限までに陳述書を提出するよう求める」よう、要請した。2023年2月24日付の書簡で、裁判所書記は、同機構に対し、同機構をかかえる情報を提供することができる政府間国際組織であるとする裁判所長決定を通知し、また、同機構に対し2023年2月15日命令が定めた延長された期限までに情報を提供するよう求めた。

15. 2023年5月31日付の書簡(2023年6月8日に裁判所書記局が受領)で、太平洋共同体(Pacific Community)が、ITLOS 規則133条2項に基づき、「勧告的意見のために COSIS が提起した質問に関する意見を提出する裁判所の許可」を要請し、また、当裁判所が太平洋共同体を「第31号事件で意見を提出するよう求められる政府間国際組織」に含めるよう、要請した。2023年6月8日付の書簡で、裁判所書記は、太平洋共同体に対し、太平洋共同体を勧告的意見のために当裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる政府間国際組織であるとする裁判所長決定を通知し、また、太平洋共同体に対し2023年2月15日命令が定めた延長期限までに情報を提出するよう求めた。

16. 2023年6月5日付の口上書で、国連・インド政府代表部は、「裁判所に陳述書を提出する期限を、少なくとも2ヵ月または加盟国が裁判所に陳述書を提出することが適当と考える日まで延長する」よう、要請した。2023年6月6日付

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

書簡で、裁判所長の要請に従い、裁判所書記は、国連・インド政府代表部に対し、「書面手続のこの段階では、定めた期限を更に延長することは認められない」ことを通知し、インドに対し「できるだけ早く陳述書を提出する」よう求めた。

17. 2023年2月15日付の裁判所長命令で定めた期限までに、31の締約国から陳述書が提出された。その31の締約国は、陳述書を受理した順に、コンゴ民主共和国、ポーランド、ニュージーランド、日本、ノルウェー、ドイツ、イタリア、中国、欧州連合、モザンビーク、オーストラリア、モーリシャス、インドネシア、ラトビア、シンガポール、大韓民国、エジプト、ブラジル、フランス、チリ、バングラデシュ、ナウル、ベリーズ、ポルトガル、カナダ、グアテマラ、イギリス、オランダ、シエラレオネ、ミクロネシア連邦、及びジブチ、である。この期限までに、陳述書が COSIS とその他の7政府間国際組織からも提出された。これら7組織は、陳述書を受理した順に、国際連合、自然保護連合（IUCN）、国際海事機関（IMO）、太平洋共同体、国連環境計画、アフリカ連合、及び国際海底機構、である。

18. 2023年6月20日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS 規則133条3項に基づき、海洋法条約締約国、COSIS 及び陳述書を提出した政府間国際組織に対し、参加国・組織（以下「参加国等」とする。）の一覧を通知した。その書簡で、裁判所書記は、また、これらの参加国等に対し、これらの陳述書は当裁判所のウェブサイトの専用の箇所ですべて入手できることを、通知した。

19. これらの陳述書の他に、次の個人・団体から陳述書が提出された。人権と気候変動に関する国連特別報告者・有毒物質と人権に関する国連特別報告者・人権と環境に関する国連特別報告者³⁾（2023年5月31日）、High Seas Alliance（2023年6月15日）、ClientEarth（2023年6月15日）、Opportunity Green（2023年6月15日）、グリーンピース（Center for International Environmental Law and Greenpeace International）（2023年6月15日）、Advisory Committee on Protection of the Sea（2023年6月16日）、世界自然保護基金（World Wide

3) 訳者注：3人の連名での陳述書である。

Fund for Nature) (2023年6月16日)、Our Children's Trust and Oxfam International (2023年6月16日)、Observatory for Marine and Coastal Governance (2023年6月16日)、及び、One Ocean Hub (2023年6月17日)。

20. High Seas Alliance、Opportunity Green、グリーンピース、及び Our Children's Trust and Oxfam International の陳述書には、本件裁判手続に法廷助言者 (amici curiae) として行動することの許可を求める請願書が付されていた。また、ClientEarth の陳述書を送付した連絡文書は、「第31号事件の勧告的手続きに参加する」許可を求めた。

21. 裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、前述20項に記したこれらの団体に対し、それぞれ2023年6月5日、15日、16日及び19日の別々の書簡で、これらの団体の陳述書は ITLOS 規則133条に基づき送付されたものでないためこれらの陳述書は本件の文書ファイルに含めないこと、ただし、これらの陳述書は海洋法条約締約国、COSIS 及び陳述書を提出した政府間国際組織に送付され当裁判所ウェブサイトの本件関連文書の別の箇所に掲載されることを、通知した。このことは、2023年6月20日付の書簡で、これら海洋法条約締約国、COSIS 及び政府間国際組織に通知された。

22. 陳述書提出期限後の2023年6月19日付の口上書で、ルワンダが陳述書を提出した。その口上書で、ルワンダは、ルワンダ法務大臣の2023年6月17日付の書簡を送付した。この書簡において、同法務大臣は、「ルワンダは陳述書の提出が少し遅れたことを承知しているが、遅れた理由は、海洋法条約がルワンダについて効力を生じたのが今日であったためである」、と述べた。2023年6月20日付の当裁判所の口上書で、ルワンダに対し、当裁判所長が、2023年6月17日付の上記書簡に記された理由を考慮してルワンダの陳述書を認め本件の文書ファイルに含める決定をしたことを、通知した。

23. 陳述書提出期限後の2023年6月21日付の連絡文書で、国連食糧農業機関 (FAO) が陳述書を提出した。同日の書簡で、当裁判所書記は、FAO に対し、陳述書が提出期限後に裁判所書記局に届いたが、裁判所長が、FAO の陳述書を認め本件の文書ファイルに含める決定をしたことを、通知した。

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

24. 2023年6月23日付の連絡文書で、裁判所書記は、海洋法条約締約国、COSIS 及び陳述書を提出した政府間国際組織に対し、ルワンダと FAO の陳述書の提出について通知した。これらの陳述書は、当裁判所のウェブサイトの「2023年2月15日の命令第2023/1号の定めた期限後に受け取った陳述書」と題する箇所に記載された。

25. 2023年6月26日に、ITLOS 規則134条に基づき、当裁判所に提出されたすべての陳述書が当裁判所のウェブサイト上で公表された。

26. 2023年6月30日付の命令で、裁判所長は、ITLOS 規則133条4項に基づき、口頭陳述の開始日を2023年9月11日に定め、この口頭手続において、海洋法条約締約国、COSIS 及び2022年12月16日の裁判所長命令附属書に記載された政府間国際組織、並びにアフリカ連合、国際海底機構及び太平洋共同体が、口頭陳述を行うことができることとした。この命令は、裁判所長が、国際海底機構と太平洋共同体を勧告的意見のために当裁判所に提起された質問に関する情報を提供することができる政府間国際組織と認める決定をしたことを、記録した（前条14項及び15項）。この命令は、海洋法条約締約国、COSIS 及び上述の政府間国際組織に対し、法廷で口頭陳述を行う意思を有するかどうかを2023年8月4日までに裁判所書記に示すよう、求めた。この命令は、海洋法条約締約国、COSIS 及び上述の政府間国際機構に、通知された。

27. 陳述書提出期限後の2023年6月30日付の口上書で、ベトナムが陳述書を提出した。2023年7月13日付の当裁判所の口上書で、ベトナムに対し、同国の陳述書が当裁判所書記局に到達したのは陳述書提出期限後であるけれども、裁判所長は同国の陳述書を認め本件文書ファイルに含めると決定したことを、通知した。2023年7月14日付の連絡文書で、裁判所書記は、海洋法条約締約国、COSIS 及び陳述書を提出した政府間国際組織に対し、ベトナムの陳述書の提出を通知した。同国の陳述書は、当裁判所のウェブサイトの「2023年2月15日の命令第2023/1号の定めた期限後に受け取った陳述書」と題する箇所に記載された。

28. 2023年6月30日の裁判所長命令が定めた期限までに、34の締約国が口頭

手続への参加の意思を示した。その34の締約国は、アルファベット順に、アルゼンチン、オーストラリア、バングラデシュ、ボリビア、チリ、中国、小諸連合、コンゴ民主共和国、ジブチ、欧州連合、フランス、ドイツ、グアテマラ、インド、インドネシア、イタリア、ラトビア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア(連邦)、モザンビーク、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、サウジアラビア、シエラレオネ、シンガポール、東チモール、イギリス、及びベトナム、である。同じ期限までに、COSIS、アフリカ連合、IUCN、及び太平洋共同体もまた、口頭手続への参加の意思を表明した。

29. 2023年7月18日の別々の口上書で、イギリスとオランダが、当裁判所に対し、「陳述書の第二ラウンドを命じて口頭陳述の日を変更する」よう要請した。両締約国は、「陳述書の第二ラウンドの実施は、本件のような重要で複雑な事件の場合は必要でありまた適当であり」、「これは、すでに提出された陳述書に対する書面による応答を、参加する国と政府間国際組織に認めるものであり」、また、「裁判所に提起された争点を絞り込み」、「裁判の口頭手続をより効率的にする」ものである、という。イギリスとオランダは、それぞれの口上書において、両国の要請を受け入れないときは、「裁判所が口頭陳述の適当な手続き(特に公正な時間配分を含む。)を検討する際には、海洋法条約締約国と裁判に参加する政府間国際組織に、陳述書に書面で応答する機会が与えられなかったことをしっかりと留意する」こと、及び、「すべての参加国等が法廷の場で平等な時間配分が与えられるべきであり」「その参加国等には気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会(COSIS)が含まれる」こと、を裁判所に求めた。両国は付言して、「COSISは、勧告的意見を要請した国際組織としての地位を有するからといって、手続面(特に口頭陳述のための時間配分を含む。)で、国連海洋法条約の裁判参加国等よりも大きな権利が与えられるべきでない」、と述べた。

30. 2023年7月20日付の書簡で、フランスは、提出された陳述書の数が多かったことと本件要請が提起した法的争点が重要かつ複雑であることに鑑みて、口

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

頭陳述を準備するための時間を与えるため口頭陳述を数週間延期するよう、要請した。2023年7月21日付の書簡で、イタリアは、「提出された陳述書の数が多いことと本件勧告的意見要請が提起した争点が複雑であることを考慮して、数週間」の口頭陳述の延期を、提唱した。

31. 2023年8月7日付の当裁判所の別々の口上書で、イギリスとオランダに対し、両国の口上書が提起した問題は当裁判所の注意を引いたこと、しかし当裁判所は陳述書の第二ラウンドは必要でないと結論づけたこと、海洋法条約締約国と陳述書を提出した政府間国際組織が、ITLOS 規則133条3項に基づき提出された陳述書に対して更に陳述書を提出しうるための期限を定めることはしないこと、を通知した。イギリスとオランダには、また、当裁判所は裁判代表団に対し口頭陳述を行うための十分な時間及び他の参加国等が提出した陳述書に応答するための十分な時間を法廷の場で認めるつもりであることを、通知した。

32. 2023年8月7日付のイタリア宛ての書簡及び同年8月8日付のフランス宛ての書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、両国に対し、両国が提起した問題は当裁判所の注意を引いたこと、しかし当裁判所の見解では口頭陳述の開始日を延期する必要はないこと、を通知した。裁判所書記は、また、当裁判所は口頭陳述のスケジュールは、裁判代表団に口頭陳述を行い他の参加国等が提出した陳述書に応答するための十分な時間を与えるような方法で調整されるべきことを、示した。

33. 2023年7月28日付の書簡で、COSIS は、「COSIS の陳述書に付された報告書を作成した2人の専門家証人 (Sarah Cooley 博士と Shobha Maharaj 博士) を尋問する意向を通知し、ITLOS 規則73条2項、77条2項及び78条1項に基づき法廷の場で尋問を行う許可を要請した」。2023年9月8日付の書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、COSIS に対し、Cooley 博士と Maharaj 博士が当裁判所に対し意見を述べることを許可するため両人を COSIS 代表団の一員として含めるよう、求めた。

34. 2023年8月21日付の書簡で、西アフリカ地域漁業委員会 (Sub-Regional Fisheries Commission: SRFC) が、法廷の場で口頭陳述を行う許可を要請した。

2023年8月28日付の書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、SRFCに対し、同委員会は2023年6月30日の命令に含まれていないため、同委員会の口頭手続への参加の要請は認められないことを、通知した。

35. 陳述書提出期限後の2023年8月28日付の口上書で、インドが陳述書を提出した。2023年9月8日付の当裁判所の口上書で、インドに対し、同国の陳述書が到達したのは陳述書提出期限後であるけれども、当裁判所は同陳述書を認め本件の文書ファイルに含めることを決定したことを、通知した。同日の連絡文書で、海洋法条約締約国、COSIS 及び陳述書を提出した政府間国際組織に対し、インドの陳述書の提出を通知した。同国の陳述書は、当裁判所のウェブサイト「2023年2月15日の命令第2023/1号の定めた期限後に受け取った陳述書」と題する箇所に記載された。

36. 2023年9月5日付の口上書で、ベリーズが、当裁判所に対し、口頭陳述への参加の意向を通知した。2023年9月8日付の当裁判所の口上書で、ベリーズに対し、「2023年9月5日付の同国の口上書が受領されたのは2023年6月30日の裁判所長命令で定めた、法廷の場で口頭陳述を行う意向を示すべき日の後であったことに留意しつつ、当裁判所は、ベリーズに対し、法廷の場で口頭陳述を行うことを認める決定を行った」ことを、通知した。

37. 2023年9月7日と8日に、当裁判所は、口頭手続の開始に先立ち冒頭評議を行った。

38. 2023年9月11日、12日、13日、14日、15日、18日、19日、20日、21日及び25日に、当裁判所は公開廷を開催した。これらの公開廷において、当裁判所は、下記の順で下記の者の陳述を聴取した。

COSIS のために：Gaston Browne 氏（アンティグア・バーブーダ首相、
COSIS 共同議長）

Kausea Natano 氏（ツバル首相、COSIS 共同議長）
（訳者注：以下、18名の氏名と職責を省略）

オーストラリアのために：（訳者注：3名の氏名と職責を省略、以下同じ）

ドイツのために：（1名）

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」(第31号事件) 勧告的意見 (1)

サウジアラビアのために：(1名)

アルゼンチンのために：(1名)

バングラデシュのために：(3名)

チリのために：(1名)

ポルトガルのために：(1名)

ジブチのために：(2名)

グアテマラのために：(2名)

インドのために：(1名)

ナウルのために：(2名)

インドネシアのために：(1名)

ラトビアのために：(2名)

モーリシャスのために：(3名)

ミクロネシアのために：(1名)

ニュージーランドのために：(2名)

大韓民国のために：(1名)

中国のために：(1名)

モザンビークのために：(4名)

ノルウェーのために：(1名)

ベリーズのために：(3名)

フィリピンのために：(3名)

シエラレオネのために：(4名)

シンガポールのために：(1名)

東チモールのために：(3名)

欧州連合のために：(2名)

ベトナムのために：(1名)

太平洋共同体のために：(2名)

コモロ連合のために：(4名)

コンゴ民主共和国のために：(4名)

IUCN のために：(3名)

アフリカ連合のために：(5名)

フランスのために：(2名)

イタリアのために：(2名)

オランダのために：(1名)

イギリスのために：(2名)

39. 陳述は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

40. 2023年9月11日に、裁判所書記は、ITLOS規則76条に基づき、Kittichaisaree 裁判官からの質問を COSIS と IUCN に通知した。COSIS に対する質問は、次のものである。

「貴委員会の陳述書の第6章、第7章及び第8章について、貴委員会が言及するいずれの具体的義務が、本件勧告的意見要請に関連する範囲で、行動の義務であるのか、いずれのものが結果の義務であるのか、その理由は何かを、もっと明確にしてもらえるか。」

IUCN に対する質問は、次のものである。

「貴団体の陳述書の74項以下について、貴団体が言及するいずれの具体的義務が、本件勧告的意見要請に関連する範囲で、行動の義務であるのか、いずれのものが結果の義務であるのか、その理由は何かを、もっと明確にしてもらえるか。」

COSIS と IUCN は、それぞれに対する質問について、口頭陳述の際にまたは口頭陳述期間の終了の時までに書面で、返答するよう要請された。

41. COSIS は、2023年9月24日付の書簡で、質問への返答を書面で送付した。IUCN は、2023年9月21日の口頭陳述の際に、質問への返答を行った。COSIS の書面での返答と IUCN の口頭での返答の記述が、当裁判所のウェブサイトに記載された。

42. 2023年9月25日付の連絡文書で、裁判所書記は、海洋法条約締約国、COSIS 及び口頭手続に参加した政府間国際組織に対し、2023年10月2日までに COSIS と IUCN の返答について意見を提出するよう、求めた。意見は、オー

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」(第31号事件) 勧告的意見(1)

ストラリア、フランス、ラトビア、オランダ及びイギリスから2023年10月2日付の別々の連絡文書で送られ、また東チモールから2023年10月4日付書簡で送られた。2023年10月16日付の連絡文書で、裁判所書記は、海洋法条約締約国、COSIS 及び口頭陳述に参加した政府間国際組織に対して、送られたこれらの意見を送付した。これらの意見は、当裁判所のウェブサイトに記載された。

43. 2023年9月18日と20日付の連絡文書で、IMO は当裁判所に対し2つの文書を送付し、これらの文書は2023年6月16日に IMO が提出した陳述書を支えるための文書とされるべきことを、要請した。2023年10月13日付の書簡で、裁判所書記は、IMO に対し、2023年10月12日に当裁判所が、IMO の陳述書を支えるこれら2つの文書を認めこれらを本件の文書ファイルの一部とする決定を行ったことを、通知した。

44. Hoffmann 裁判所長と Pawlak、Yanai、Kateka、Paik 及び Gómez-Robledo 各裁判官は、2023年9月30日に裁判官の任期が満了したが、ITLOS 規則17条の定めるところに従い、ITLOS 規則68条が定める会合に参加したため、本件裁判が終了するまでの間、引き続き本件裁判の裁判官の任にある。Hoffmann 裁判所長は、ITLOS 規則16条2項の定めるところに従い、本件裁判が終了するまでの間、本件裁判において引き続き ITLOS を指揮した。

II. 背景となる事実

45. COSIS が付託した本件要請は、科学的な側面を有する。また、気候変動を扱うため、様々な国際文書が採択されてきた。したがって、当裁判所は、本件要請の背景として、まず最初に気候変動に関する科学と法的制度を概観することが適当と考える。

A. 科学的側面

46. 気候変動現象は、本件要請の中心的要素であり、要請書に含まれた質問

は当然に科学的側面を有している。本件裁判の参加国等は、その陳述書及び口頭陳述において、気候変動と海洋に関する科学的側面について詳細に扱い、科学的争点に関する豊富な資料を提出しまたは言及した。

47. 気候変動現象についていうと、国連総会は、1988年12月6日の決議43/53で初めて、「気候変動は人類の共通の関心事である」ことを認めた。国連総会は、この決議において、「現れつつある証拠が示すように、『温室効果』ガスの大気中濃度が増大し続けているため、海面水位上昇を伴うような地球温暖化が生じる可能性がある。その影響は、もし時宜に応じた措置がすべてのレベルでとられないときは、人類にとって破滅的となりうる」、と述べている。また、この決議は、世界気象機関と国連環境計画が共同して、「気候変動の重大性、時宜並びに潜在的な環境上及び社会経済上の影響を国際的に調整した、科学的評価と現実的な対応戦略」を提供するために、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)を設置した行動を、支持した。現在、IPCCは195の構成国(member countries)を有する。国連総会は、2012年12月21日の決議67/210で、「気候変動は、我々の時代の最大の挑戦の1つである」ことを宣言した。この言明は、その後、いくつかの国連総会決議で再確認されている。また、国連総会は、2022年7月25日の決議76/296で、2022年の国連海洋会議(United Nations Ocean Conference)が採択した「海洋と海洋生物に対する気候変動の悪影響に対し、深刻な警告がなされている」とする宣言を、支持した。

48. IPCCは、1988年に設置されて以来、気候変動に関する評価報告書をいくつか作成しており、最新のものは2023年に完了した第6次評価報告書サイクル(sixth assessment cycle)においてのものである。このサイクルは、いくつかの特別報告書を作成した。例えば、2018年の「1.5°Cの地球温暖化に関する特別報告書」⁴⁾(以下「2018年1.5°C報告書」とする。)と、2019年の「変化する気候下での海洋及び雪氷圏に関する特別報告書」⁵⁾(以下「2019年海洋・雪氷圏報告書」とする。)がある。この第6次評価報告書サイクルは、また、3

4) 訳者注：“2018 Special Report on Global Warming of 1.5°C”. これは、<<https://www.ipcc.ch/sr15/>>で、複数に分割して公表されている。

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

つの別個の作業部会報告書を作成した。すなわち、第1作業部会報告書「気候変動2021：自然科学的根拠」⁶⁾（2021年8月6日に完了）（以下「2021年第1作業部会報告書」とする。）、第2作業部会報告書「気候変動2022：影響・適応・脆弱性」⁷⁾（2022年2月27日に完了）（以下「2022年第2作業部会報告書」とする。）、及び、第3作業部会報告書「気候変動2022：気候変動の緩和」⁸⁾（2022年4月4日に完了）、である。更にまた、2023年3月に統合報告書⁹⁾（以下「2023年統合報告書」とする。）が公表されている¹⁰⁾。

49. 当裁判所は、これら IPCC 報告書は IPCC 構成国による検討（review）と承認（endorsement）¹¹⁾の対象であることに、留意する。IPCCによると、この承認は、「報告書は、確定的な評価であって、IPCC が定めた手続きにしたがって発展しており、報告書の権威を支えるものであることを、認めるものである」（IPCC ファクトシート：どのように IPCC は報告書を承認するか？）¹²⁾ 1項）。様々なレベルの公式の承認（endorsement）が、IPCC が作成した様々

-
- 5) 訳者注：“2019 Special Report on the Ocean and Cryosphere in a Changing Climate”. これは、<<https://www.ipcc.ch/srocc/>> で、複数に分割して公表されている。
 - 6) 訳者注：“Climate Change 2021: The Physical Science Basis”. <https://report.ipcc.ch/ar6/wg1/IPCC_AR6_WGI_FullReport.pdf>.
 - 7) 訳者注：“Climate Change 2022: Impacts, Adaptation and Vulnerability”. <https://report.ipcc.ch/ar6/wg2/IPCC_AR6_WGII_FullReport.pdf>.
 - 8) 訳者注：“Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change”. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_FullReport.pdf>. ただし、本件勧告的意見では引用されていない。
 - 9) 訳者注：“Climate Change 2023: Synthesis Report”. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_FullVolume.pdf>.
 - 10) 訳者注：これら第6次評価報告書サイクルにおける IPCC 各報告書の原典や政策決定者向け要約（SPM）の訳・解説などは、環境省サイト（<https://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html>）で整理され公表されている。以下の IPCC 報告書の内容の訳は、この環境省サイトに掲載されている各省庁の訳（特に SPM の訳：後述注13）や環境省の解説などを参考にした。
 - 11) 訳者注：この“endorsement”であるが、後述注12の“Factsheet”によると、IPCC は、“approval”、“adoption”、及び“acceptance”を含む、様々なレベルでの“endorsement”を有している（p. 1）。これらのうち、“approval”は特に SPM について行われるものである（p. 1、また後述注14の文書 p. 2参照）が、日本語訳は“endorsement”“approval”いずれも「承認」とされているようである。ここでは、両語に同じく「承認」の語を用いることとした。

な型の資料に適用される。政策決定者向け要約(summary for policymakers: SPM)は、それぞれのIPCC報告書(統合報告書を含む。)について作成されており¹³⁾、「承認(approval)」のために提出される。ここにおいて、承認とは、それぞれの報告書のSPMが、IPCC全体会合において細部まで1行ごとに審議(discussion)と合意(agreement)の対象とされる、という意味である。基礎をなす報告書の本体は、全体会合の「受諾(acceptance)」の対象である。「受諾」とは、「資料が1行ごとに審議と合意の対象とされるのではないけれども、その主題について包括的、客観的及びバランスのとれた見解を示している」という意味である(IPCCの作業を規律する諸原則の付録A¹⁴⁾, p. 2)。IPCCサイクルの統合報告書は、作業部会報告書とそのサイクルのすべての特別報告書の主な考えを要約したものである。その政策決定者向け要約も同じく1行ごとに

12) 訳者注: “IPCC FACTSHEET: How does the IPCC approve reports?”. <https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2021/07/AR6_FS_approve.pdf>.

13) 訳者注: 2018年1.5℃報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/2/2022/06/SPM_version_report_LR.pdf>、その環境省による訳は、<<https://www.env.go.jp/content/900442312.pdf>>.

2019年海洋・雪氷圏報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/3/2022/03/01_SROCC_SPM_FINAL.pdf>、その環境省による訳は、<<https://www.env.go.jp/content/900442318.pdf>>.

2021年第1作業部会報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC_AR6_WGI_SPM.pdf>、その気象庁による暫定訳は、<https://www.data.jma.go.jp/epdinfo/ipcc/ar6/IPCC_AR6_WGI_SPM_JP.pdf>.

2022年第2作業部会報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2/downloads/report/IPCC_AR6_WGII_SummaryForPolicymakers.pdf>、その環境省による確定訳は、<<https://www.env.go.jp/content/000138044.pdf>>.

2022年第3作業部会報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_SummaryForPolicymakers.pdf>、その経済産業省による仮訳は、<https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2/about_ipcc/202310ipccwg3spmthirdversion.pdf>.

2023年統合報告書のSPMは、<https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_SPM.pdf>、その文部科学省、経済産業省、気象庁、環境省による訳は、<<https://www.env.go.jp/content/000127495.pdf>>.

14) 訳者注: “Principles Governing IPCC Work, Appendix A”. <<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/09/ipcc-principles-appendix-a-final.pdf>>.

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

承認されるけれども、統合報告書の本体は、1行ごとではなくセクションごとの「採択 (adoption)」の対象である。

50. IPCC 報告書で用いられる確信度 (confidence levels) については、IPCC が次のように説明している。

「確信度は、5つの基準（非常に低い (very low)、低い (low)、中程度 (medium)、高い (high)、非常に高い (very high)) で、イタリック体で表示される（例えば、確信度が中程度 (medium confidence)）。成果あるいは結果の可能性 (assessed likelihood) を示す用語として、次のものが用いられる。ほぼ確実 (virtually certain) 99～100%；可能性が非常に高い (very likely) 90～100%；可能性が高い (likely) 66～100%；どちらも同程度の可能性 (about as likely as not) 33～66%；可能性が低い (unlikely) 0～33%；可能性が非常に低い (very unlikely) 0～10%；及び、ほぼあり得ない (exceptionally unlikely) 0～1%。これらの他に、可能性が極めて高い (extremely likely) 95～100%；どちらかと言えば可能性が高い (more likely than not) >50～100%；可能性が極めて低い (extremely unlikely) 0～5%、の語も適宜用いられる。評価された可能性は、イタリック体で表示される（例えば、可能性が高い (very likely)）。」

(2021年第1作業部会報告書 p. 4, fn. 4)

51. 本件裁判手続の参加国等の大半が、IPCC 報告書を気候変動に関する科学的知見の権威的な評価として認めて IPCC 報告書に言及しており、いずれの参加国等もこれらの報告書の権威的価値を否定することはなかった。

52. IPCC は、気候変動を次のように定義している。

「気候状態の変動であって、気候の特性の平均値及び／または変動性 (variability) における変化により（例えば統計基準を用いて）同定することができ、かつ、長期間にわたり（通常は数十年あるいはそれ以上）存続しうるものをいう。気候変動の原因には、自然の内部過程や外的強制（例えば太陽活動周期の変調、火山の噴火、及び大気の組成または土地利用における人為的な継続的な変化）がある。」¹⁵⁾

(第2作業部会2022年報告書 p. 2902)

53. その後の IPCC 報告書は、長年にわたり生じている地球気候変動とその原因について重要な考えを示した。2023年統合報告書は、「大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急激な変化が生じている」とし、「人間を原因とする気候変動が、すでに、地球全体のすべての地域において、多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。」と述べる(2023年統合報告書 p. 46)。この報告書は、また、「人間の影響が大気、海洋及び陸地を温暖化させていることは、明らかである。」とし、「気候系全体に関わる近年の変化の規模と気候系の多くの要素の現状は、過去数百年から数千年の期間で例を見ない」と述べる(2023年統合報告書 p. 46)。

54. IPCC の2023年統合報告書は、人間活動が、主に温室効果ガス (GHGs) を通じて、「明らかに地球温暖化の原因である」(2023年統合報告書 p. 42) ことを、確認している。温室効果ガスとは、「大気を構成するガス状の物質(自然のもの及び人為的なもの)であって、地球の海面及び地表から、大気それ自体から並びに雲から放出される放射物のスペクトルの範囲にある特定の波長の放射物を吸収し及び放出するものをいう。」(2022年第2作業部会報告書 p. 2911)。地球の大気にある最もありふれた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素である。IPCC は、温室効果ガスは「地表、大気及び雲から放出される赤外線放射物 (infrared radiation) を吸収する」と共に、「温室効果ガスは、地表方向を含むすべての方向に向けて赤外線放射物を放出する」と説明する(2001年気候変動:科学的根拠¹⁶⁾(以下「2001年科学的根拠報告書」とする。) pp. 89-90)。IPCC によると、温室効果ガスは、「熱を大気に閉じ込

15) 訳者注: 気候変動枠組条約1条2項が定める気候変動の定義と異なる(後述68項参照)。なお、下線部(原文はイタリック体)の強調は原文ママである(以下同じ)。

16) 訳者注: “Climate Change 2001, The Scientific Basis”. <https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/03/WGI_TAR_full_report.pdf>. このSPMは、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/07/WG1_TAR_SPM.pdf>、その気象庁による訳は、<<https://archive.ipcc.ch/pdf/reports-nonUN-translations/japanese/tar-wg1-spm.PDF>>.

めるものである」（2001年科学的根拠報告書 p. 90）。IPCC の2014年気候変動統合報告書^{17）}（以下「2014年統合報告書」とする。）によると、人為的な温室効果ガス排出量は「工業化以降増加しており、これは主に経済成長と人口の増加によるものであるが、その排出量は現在、最大となっている」、また、その結果、「二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の大気中濃度は、少なくとも過去80万年において例を見ないものとなった。」（2014年統合報告書 p. 4）。これに関して、IPCC は、「人為的（anthropogenic）」の語を「人間活動の結果生じるものまたは人間活動から作られるもの」をいい、「化石燃料の燃焼、森林伐採、土地利用及び土地利用の変化、家畜の生産、土地の肥沃化（fertilisation）、廃棄物管理及び工業加工」を含むと定義し、また、「人為的排出（anthropogenic emissions）」の語を、「人間活動に起因する、温室効果ガス（GHGs）、温室効果ガスの前駆物質（precursor）、及びエアロゾル（aerosol）の排出」、と定義した（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 679）。

55. IPCC は、また、気候系における海洋の役割についても取り上げている。2019年海洋・雪氷圏報告書は、海洋は「季節単位から1000年単位での気候の主要な調整弁」である、とする（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 78）。海洋のこのような役割は、2つある。1つは、海洋は「温室効果ガスの濃度が高まることにより大気中に閉じ込められる熱を貯留」して「地表の温暖化を抑え緩和する」ことであり、もう1つは、同時に、二酸化炭素の余剰分も貯留することである（*ibid.*, p. 456）。こういった炭素貯留は、大気中の二酸化炭素に対する主要なコントロールを示している。IPCC によると、「人間活動から放出される二酸化炭素（CO₂）のおよそ4分の1を、海洋が吸収している」（*ibid.*, p. 218）のであり、「海洋による吸収と植物と土壌による吸収は、10年単位から100年単位での自然による主要な CO₂吸収源（sinks）である。」（2021年第1作業部会報告書 p. 179）。

17) 訳者注：“Climate Change 2014 : Synthesis Report”. <https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/SYR_AR5_FINAL_full.pdf>. この SPM は、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/AR5_SYR_FINAL_SPM.pdf>、その文部科学省、経済産業省、気象庁及び環境省による訳は、<<https://www.env.go.jp/content/900442299.pdf>>.

56. IPCCは、「海岸のブルーカーボン生態系 (blue carbon ecosystem) (マングローブ、塩性湿地 (salt marshes)、海草など) は、複数の相乗便益 (コベネフィット: co-benefits) を有しており、気候変動のリスクと影響を軽減するのに有用である (2022年第2作業部会報告書 p. 2692)、とする。海岸にあるこれらの生息地は、「その土壌と堆積物にある高度な (かつ多様な) 生物由来の炭素貯留であるという特徴を有し」(2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 522)、「何千年もの間大気から二酸化炭素を隔離して、バイオマスと生物由来の豊潤な土壌に炭素の貯留所を構築している (2022年第2作業部会報告書 p. 1480)。IPCCは、また、「海岸のブルーカーボンの保護と拡大は、国内規模での緩和と適応の両方に大きく貢献しうる」(2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 454) としつつも、「ブルーカーボン生態系が有する気候への潜在的便益は、温室効果ガス排出の急激な削減に多少貢献するにとどまり、これに代わるものではない」ことに留意した (*ibid.*, p. 454)。

57. IPCCの各報告書は、大気における人為的な温室効果ガスの蓄積は、海洋に多くの影響を及ぼしていることを、示している。2023年統合報告書は、気候変動は、「多大なダメージを引き起こした不可逆的な損失を増大させており」、このことは、「雪氷圏の生態系、沿岸域の生態系及び開放海の生態系においても同様である (確信度が高い) (2023年統合報告書 p. 46)。2019年海洋・雪氷圏報告書によると、「気候変動に関係する海洋への影響としては、海面水位上昇、海洋熱蓄積量 (ocean heat content) と海洋熱波 (marine heatwaves) の増加、海洋貧酸素化 (ocean deoxygenation)、及び海洋酸性化 (ocean acidification) がある (2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 79)。

58. さて、まず海洋温暖化についてであるが、2021年第1作業部会報告書が、「人間活動による顕著な影響は、地表の温度の温暖化だけでなく海洋の温暖化においても、明らかである」、としている (2021年第1作業部会報告書 p. 515)。2019年海洋・雪氷圏報告書は、「世界中の海洋は、1970年以来衰えることなく温暖化し続け、気候系における余剰熱の90%以上を吸収してきたことは、ほぼ確実である (確信度が高い)」、と述べる (2019年海洋・雪氷圏報

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

告書 p. 9)。この報告書は、また、「海洋温暖化の速度は、1993年以降、2倍以上となっている（可能性が高い）。海洋熱波は、1982年以降2倍の頻度で生じた可能性が非常に高く、その程度も強くなっている（確信度が非常に高い）」（*ibid.*, p. 9)。この報告書によると、「海洋温暖化は、海洋が含有することができる酸素量を減少させるだけでなく、海洋を成層化する（stratify）傾向があり、「その結果、深海の海洋生物を支えるために必要な酸素量が、十分に深海に運ばれなくなっている」（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 113）。更に、「海洋温暖化と成層化の進展に反応して、開放海における栄養循環（open ocean nutrient cycles）が攪乱して」おり（*ibid.*, p. 450）、「温暖化に起因する空間分布（spatial distribution）と豊かな漁業資源の変化が、いくつか重要な漁業の管理とその経済的利益にすでに挑戦するようになっている（確信度が高い）」と述べる（*ibid.*, p. 451）。

59. 次に海面水位上昇についていうと、2021年第1作業部会報告書は、「気候系の気温上昇が、氷床の喪失と海洋温暖化による熱膨張（thermal expansion）を通じて世界平均海面水位（global mean sea level）の上昇をもたらしている」ことを、示した（2021年第1作業部会報告書 p. 11）。2023年統合報告書によると、「世界平均海面水位は、1901年から2018年の間に、0.20 [0.15~0.25]メートル上昇し」ており、「この水位上昇の主要な駆動要因は、遅くとも1971年以降は人間の影響である可能性が非常に高い」（2023年統合報告書 p. 46）。2019年海洋・雪氷圏報告書は、こういった影響の中でも特に、「世界平均海面水位は、ほとんどの場所で極端な海面水位現象の頻度を高める原因となるであろう」こと、「沿岸域の潮位の振幅とパターンが変化すると予測される」こと、「平均海面水位の上昇は、熱帯低気圧に関連する一層極端な海面水位に寄与するであろう」こと、及び、「熱帯低気圧の平均的な強さ、これによる高波（storm surge）の大きさ及び降水量の増加によって、沿岸域のハザード（hazards）¹⁸⁾

18) 訳者注：“hazards”の語は、国連海洋法条約1条1項(4)の海洋汚染の定義その他海洋環境関連規定（145条(a)、195条など）に見られる（いずれも「危険」の訳語）が、IPCCは特定の意味で用いている（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 688 参照）。ここでは、上記各省庁の訳を参考にして、「ハザード」の訳語を用いた。

が悪化するであろう」こと、を示した(2019年海洋・雪氷圏報告書 pp. 20-21)。この2019年海洋・雪氷圏報告書は、また、「沿岸生態系は、海洋温暖化と海面水位上昇からのストレスに晒されていることが観察されているが、これら海洋温暖化と海面水位上昇は、海洋と陸地で行われる人間活動からの非気候的な圧力により一層悪化している(確信度が高い)」(*ibid.*, p. 451)。2022年第2作業部会報告書は、「海面水位上昇は、いくつかの小島嶼国と低地の沿岸地域にとって、存亡に関わる脅威(existential threat)を与えるものである(確信度が中程度)」ことに、留意した(2022年第2作業部会報告書 p. 15)。

60. 最後に海洋酸性化についてであるが、IPCCはこれを次のように定義している。

「長期にわたる(通常は数十年あるいはそれ以上の期間)海洋の pH の低下であって、その他の化学変化(主に炭素と重炭酸イオン(bicarbonate ions)の水準において)を伴うものをいう。海洋酸性化は、主に大気からの二酸化炭素(CO_2)の吸収に起因するが、海洋からのその他の化学的な付加または減少に起因することもある。人為的な海洋酸性化は、人間活動に起因する pH 低下の構成要素に関係する。」

2001年科学的根拠報告書は、「二酸化炭素は、その溶解度と化学反応性(chemical reactivity)のために、他の人為的ガスよりも遥かに効果的に海洋に吸収される」、と述べる(2001年科学的根拠報告書 p. 197)。IPCCの2021年第1作業部会報告書は、「二酸化炭素は、海水に溶解すると水と反応して炭酸を形成する」(2021年第1作業部会報告書 p. 714)とし、IPCCが2007年報告書で説明したように、二酸化炭素が増大すると pH が下がりそのため海洋は酸性化が進む、と述べる。2014年統合報告書によると、「工業化時代が始まって以来、海洋による二酸化炭素の吸収により海洋の酸性化が生じた。海面の pH は0.1下がっており(確信度が高い)、これは酸性度が26%増加したことに相当する」(2014年統合報告書 p. 41)。

61. 海洋酸性化の影響について、この報告書は、この酸性化の過程により「海洋の生態系、特にサンゴ礁と極地生態系がリスクに晒されている」、「この過程

は、生物（organisms）の生理機能（physiology）、行動及び個体数の動力学（dynamics）に影響を及ぼしており、「他の世界的な変化（例えば温暖化や酸素濃度の低下の進展）及び地域的な変化（例えば人口や富栄養化）と合わさって作用しており（確信度が高い）、その結果、種と生態系への相互的で複雑で増幅された影響をもたらしている」（*ibid.*, p. 67）。種に対する影響についていうと、2014年のIPCC報告書は、「大気内の二酸化炭素の増加を……生物が吸収するため、……生物の体内流動体における炭素系の変動性（carbonate system variables）が変化している」とし、また「二酸化炭素の蓄積とこれによる酸性化は、また、生物体内の広範な機能に影響を与えうる（2014年気候変動：影響・適応・脆弱性¹⁹ p. 436）。2019年海洋・雪氷圏報告書は、石灰質外骨格（calcified exoskeletons）を作る種について、二酸化炭素を海洋が吸収し溶解したために、海水が、「炭酸塩鉱物（mineral carbonates）で殻体構造を構築する海洋生物（サンゴ、甲殻類及びプランクトンなど）を益々浸食するようになっている」（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 113）。この報告書によると、「石灰化生物（calcified organisms）（例えばサンゴ、ムール貝、石灰藻（calcified algae）で作られた浅い礁は、海洋酸性化に特に敏感である」（*ibid.*, p. 502）。この2019年報告書は、更に、「今後予測される海洋酸性化と酸素減少は、深海における生態系サービス（provisioning services）に結びついている深海の生物多様性と生息地に影響を及ぼすであろう」、と述べる（*ibid.*, p. 509）。更にまた、2018年報告書が述べるように、「食物網（foodweb）構造の大規模な変化が、すべての海洋で生じている」（2018年第1作業部会報告書 p. 227）。

62. さて、気候関連のリスクについて、IPCCは、2023年統合報告書で、「気候変動から生じるリスクと予想される悪影響及び関連する損失とダメージは、

19) 訳者注：“Climate Change 2014, Impacts, Adaptation, and Vulnerability”。この前半が、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/WGIIAR5-PartA_FINAL.pdf>で、後半が、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/WGIIAR5-PartB_FINAL.pdf>で、公表されている。このSPMは、<https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/ar5_wgII_spm_en.pdf>、その環境省による確定訳は、<<https://www.env.go.jp/content/900442301.pdf>>。

地球温暖化の進行に伴い増大する(確信度が非常に高い)」と結論づけ(2023年統合報告書 p. 14)、また、2018年報告書で、このリスクは「地球温暖化が1.5℃の場合は現在より高いが、2℃の場合よりは低くなる(確信度が高い)」、と述べる(2018年1.5℃報告書 p. 5)。2021年第1作業部会報告書もまた、「過去及び将来の温室効果ガス排出に起因する多くの変化は、数百年から数千年にわたって不可逆的である。特に、海洋、氷床及び世界規模の海面水位における変化がそうである」ことを、示した(2021年第1作業部会報告書 p. 21)。加えて、2019年報告書は、「21世紀全体にわたって、海洋は、水温の上昇(ほぼ確実)、海洋上層部における成層化の強化(可能性が非常に高い)、酸性化の進行(ほぼ確実)……を伴って前例のない状態に移行すると予測される」、と予想する(2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 18)。2023年統合報告書によると、「海洋熱波の頻度が上がっているため、海洋における生物多様性の喪失(大量死の現象を含む。)のリスクが高まることになろう(確信度が高い)」(2023年統合報告書 p. 98)。特に、「暖水性サンゴはすでに高いリスクに晒されており、地球温暖化が1.5℃に抑えられたとしても非常に高いリスクに移行すると予測される(確信度が非常に高い)」(2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 24)。

63. IPCC は、2018年報告書で、「温暖化を1.5℃に制限することは、2050年までに世界的に二酸化炭素排出を正味ゼロ(net zero)にし、同時に二酸化炭素以外の放射強制力因子(emissions of non-CO₂ forcers)(特にメタン)の排出量を大幅に削減することを、意味する(確信度が高い)」、と述べる(2018年1.5℃報告書 p. 95)。IPCC は、この報告書で、この目標を達成するために必要なこととして、次のことを述べている。

「このような緩和の経路の特徴として、エネルギー需要部門での削減、電力その他の燃料の脱炭素化、エネルギーの最終消費の電化、農業部門での排出の大幅な削減、及び陸地での炭素貯留あるいは地質学上の貯蔵庫での隔離を伴う二酸化炭素除去の何らかの形態、が挙げられる。エネルギー需要を減らし、土地集約的かつ温室効果ガス集約的な消費財への需要を減らすことが、温暖化をできるだけ1.5℃に近づけるよう制限することを、促

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

進する。』

(*Ibid.*, p. 95)

64. 2018年報告書は、更に、「1.5℃というのは、供給と需要の両方を変革する非常に野心的で国際的な協力政策環境を意味する（確信度が高い）」と述べ（2018年1.5℃報告書 p. 95）、「2℃制限と比較すると、温暖化を1.5℃に制限するために必要な変革は、質的には同じではあっても、次の数十年の間においてより顕著で急速なものである（確信度が高い）」(*ibid.*, p. 95)、とする。

65. IPCC は、2023年統合報告書で、「地球温暖化は、検討されたほぼすべてのシナリオとモデル排出経路において、短期的に進行し続ける」、と結論づけた（2023年統合報告書 p. 68）。気候変動の緩和、つまり「排出量を減らしあるいは温室効果ガスの吸収源を増やすための人為的措置」（2023年統合報告書附属書 I , p. 126）について、IPCC は、この報告書で、「大幅で急速かつ持続的な温室効果ガス排出量の削減（二酸化炭素排出を正味ゼロとし及びその他の温室効果ガス（特にメタン）の強力な排出削減を含める。）は、今世紀末までに温暖化を1.5℃にあるいは2℃より低く制限するために必要である（確信度が高い）。」、とする考えを示した（2023年統合報告書 p. 68）。

66. 当裁判所は、IPCC が、2023年統合報告書で、「気候変動は、人間の幸福と地球の健康に対する脅威である」（2023年統合報告書 p. 89）とし、また、「悪影響を受けやすい（vulnerable）社会 —しかし現在の気候変動への寄与が歴史的に最も低い— が、均衡を失った形で影響を受けている（確信度が高い）」と述べたことに、留意する（2023年統合報告書 p. 5）。また、2019年報告書は、「沿岸域環境……と密接な関係のある人間社会が特に、海洋と雪氷圏の変化に晒されている」、と述べる（2019年海洋・雪氷圏報告書 p. 5）。例えば、その報告書は、魚類の分布の将来の移動と漁獲の減少が、「海洋資源に依存する社会の収入、生計及び食料安全保障」に影響を及ぼすであろうこと、また、海洋生態系に対する影響によって「生活と生計の主要な文化的側面がリスク」に晒されるであろうこと、を明らかにした（*ibid.*, p. 26）。加えて、2022年第2作業部会報告書は、「気候ハザードは、強制移住及び不本意な移民の駆動要因を

増大させる」こと、及び「気候関連の病気とメンタルヘルスと人間の健康への脅威が、増大している」こと、を示した(2022年第2作業部会報告書 p. 1044)。これに関して、当裁判所は、気候変動は存亡に関わる脅威を示しており、また人権への懸念を提起するものであることに、留意する。

B. 気候変動に関する国際文書

67. 当裁判所は、これまで、気候変動の問題に対処するため、多くの国際協定その他の文書が交渉され採択されてきたことに、留意する。これらの協定の中核にあるのが、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)である。この条約は、1992年6月にリオデジャネイロでの国連環境開発会議の場で署名開放され、1994年3月21日に発効した。現在、気候変動枠組条約の締約国は198ヵ国であり、国連海洋法条約のすべての締約国がこの気候変動枠組条約の締約国である。

68. 気候変動枠組条約の目的は、2条が定める。すなわち、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」である。この規定は、また、そのような水準は「生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に」達成されるべきである、と定める。気候変動枠組条約1条2項は、気候変動を「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう」、と定義する。1条4項において、「排出(emissions)」は、「特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう」、と定義されている。1条5項において、「温室効果ガス」は、「大気を構成する気体(天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない。)であって、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう」、と定義されている。気候変動枠組条約が複数形(“emissions”)と限定語(「特定の……期間における」)を用いていることは、その排出は、複合的であること、温室効果ガスの放出は

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

ある程度継続すること、そして、特に、温室効果ガスは最終的に蓄積するあるいは濃縮することを、示している。

69. 気候変動枠組条約の締約国は、条約の目的とその規定の実施を達成するため、3条に指針を定めた。3条は特に、共通に有しているが差異のある責任、開発途上締約国の個別のニーズ及び特別な事情、予防措置、持続可能な開発、及び協力、に言及している。4条1項は、気候変動枠組条約のすべての締約国の一般的約束を定めるが、同条の2項は、気候変動枠組条約の附属書 I に掲げる先進締約国（以下「附属書 I 締約国」とする。）にのみ適用される特別の約束を定めた。この附属書 I 締約国は、先進締約国と市場経済への移行の過程にある締約国を含む。これらの約束が関係するのは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「オゾン層保護モントリオール議定書」または「モントリオール議定書」とする。）が規制しないすべての温室効果ガスである。気候変動枠組条約は、また、締約国会議（COP）を設置した。この締約国会議は、7条の定めるところに従って、「この条約及び締約国会議が採択する関連する法的文書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う」よう、委ねられている。約束の履行に当たっては、気候変動の悪影響または対応措置の実施による影響に起因する開発途上締約国の個別のニーズと懸念に、「十分な考慮」を払うべきものとされる（4条8項）。標高の低い島嶼国その他の島嶼国、低地の沿岸地域、乾燥地域若しくは半乾燥地域あるいは洪水、早魃若しくは砂漠化のおそれのある地域を有する国、及び脆弱な山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすい国として、明記されている（前文19項を見よ）。

70. 1997年12月11日に、第3回締約国会議は、気候変動枠組条約の京都議定書を採択し、同議定書は2005年2月16日に発効した。現在、京都議定書の締約国は192ヵ国であり、そのうち国連海洋法条約の締約国は167ヵ国である。京都議定書は、附属書 I 締約国について排出量の削減目標を定めて、気候変動枠組条約を現実的に機能させている。京都議定書は、これら附属書 I 締約国に対し、

2008年から2012年までの第一約束期間において、合意された個別の目標に従って自国の温室効果ガスを抑制し及び削減すべき約束を、設けた。また、京都議定書は、排出許可の取引に頼る柔軟な市場ベースの仕組みを導入し(6条、12条及び17条)、また、約束の履行を確保するための広範な監視、検討及び検証の制度を設けた(5条、7条、8条及び18条)。2012年12月8日に採択されたドーハ修正は、特に、附属書I締約国について2013年から2020年までの第二約束期間を設けた。

71. 附属書I締約国は、また、京都議定書に基づき、航空機用及び船舶用の燃料からの温室効果ガスの排出の抑制または削減を義務づけられる。この約束は、それぞれ、国際民間航空機関(ICAO)及び国際海事機関(IMO)を「通じて活動する」ことにより追求されることになる(京都議定書2条2項)。

72. 2015年12月12日、第21回締約国会議はパリ協定を採択し、パリ協定は2016年11月4日に発効した。現在、パリ協定の締約国は195ヵ国であり、そのうち168ヵ国が国連海洋法条約の締約国である。パリ協定の目的は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応力を強化することであり、その方法の1つが2条1項(a)が定義する気温目標の設定である。2条1項(a)は、次のように定める。

「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。」

73. パリ協定2条の定める気温目標を達成するため、4条1項は次のように定める。

「締約国は、第2条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」(第31号事件) 勧告的意見(1)

識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。」

74. パリ協定4条2項の規定によると、この条約の気温目標と排出量目標が達成されるのは、特に、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持すること、並びに緩和に関する国内措置を遂行すること、による。4条3項は、次のように定める。

「各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。」

4項6項は、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための戦略、計画及び行動であって、自国の特別な事情を反映するものを作成し、及び通報することが「できる (may)」と定める。

75. パリ協定の別の目的は、食糧の生産を脅かささないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を強め、及び温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させること、である(2条1項(b)を見よ)。したがって、各締約国は、適当な場合には、適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施(関連の計画、政策または貢献の作成または強化を含む。)に関与するよう義務づけられる(7条9項を見よ)。

76. 温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させることも、パリ協定の別の目的である(2条1項(c)を見よ)。これに関してパリ協定9条1項は、先進締約国は、気候変動枠組条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与するよう義務づけている。

77. 当裁判所は、また、締約国会議が、気候変動枠組条約、京都議定書及びパリ協定に関して、多くの決定を採択したことに、留意する。例えば、2022年11月20日、第27回締約国会議は、「シャルム・エル・シェイク実施計画

(Sharm el-Sheikh Implementation Plan)」を作成した。この実施計画は、「地球温暖化を1.5℃までに制限するためには、2030年までに世界の温室効果ガス排出を急速に、厳格にかつ持続的に43パーセントを削減することが必要であることを認め」、「また、このことは、迅速な活動を必要とすることを認め」、及び「まだそのような活動を行っていない締約国は、2023年末までにパリ協定の気温目標と調整するために必要なものとして自国で決定した貢献において、各国の異なる事情に照らして2030年目標を見直し強硬化するよう、要請」した(2022年11月20日の決定 Decision 1/CMA.4, paras. 15, 16 and 23)。締約国会議は、2022年11月20日の決定 Decision 1/CP.27で、「気候変動の影響は気温上昇が1.5℃である場合は2℃の場合よりもずっと小さいことを繰り返すべ、及び、気温上昇を1.5℃に制限するための一層の努力を続けることを決意」した。第28回締約国会議は、2023年12月13日に、第一回グローバルストックテイク(First Global Stocktake)を採択した。その28項で、締約国会議は、「1.5℃方針に沿った温室効果ガスの厳格な、急速な及び持続的な削減の必要」を認め、締約国に対しここに列挙した具体的な世界的努力に貢献するよう要求した(2023年12月13日の決定 Decision FCCC/PA/CMA/2023/L.17)。いくつかの締約国会議決定は、気候変動と海洋に関する問題を扱っている(2019年12月15日の決定 Decision 1/CP.25, para. 31; 2021年11月12日の決定 Decision 1/CP.26, paras. 60-61; 2022年11月20日の決定 Decision 1/CP.27, paras. 49-50; 2022年11月20日の決定 Decision 1/CMA.4, para. 79)。

78. 当裁判所は、また、国際海事機関(IMO)、国際民間航空機関(ICAO)及びオゾン層保護モントリオール議定書の枠内で採択された国際文書もまた、気候変動に関する事項を扱っていることに、留意する。

79. IMOは、2011年7月15日に、1973年11月2日の船舶による汚染の防止のための国際条約(1978年の議定書により修正)(以下「MALPOL条約」とする。)の附属書Ⅵの改正を、採択した。この附属書Ⅵは、船舶による大気汚染の防止を扱うものである。この2011年改正がなされたのは、エネルギー効率に関する規則を定めて船舶からの温室効果ガスを削減するためである(IMO決議

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（1）

Resolution MEPC.203(62), Annex)。この規則に従い、新たに建造される船舶で国際航海に使用されるものは、段階的に引き上げられるエネルギー効率水準を満たさなければならない。2018年に、IMO は、船舶からの温室効果ガスの削減に関する初期戦略（Initial IMO Strategy）を導入した。2021年に、IMO は、附属書VIの改正を採択した（IMO 決議 Resolution MEPC.328(76), Annex)。この改正は、2022年11月に発効した。附属書VIの改正第20規則は、関連の諸規則の目標は、「2018年のIMO 初期戦略の定める野心の水準に向けて、国際海運業の炭素集約度（carbon intensity）を減少させること」、と述べた。

80. 2023年7月7日に、IMO は、船舶からの温室効果ガスの削減に関する2023年IMO 戦略（以下「2023年IMO 戦略」とする。）を採択した。この戦略は、国際海運業からの温室効果ガス排出を対象として、IMO が世界的努力に一層貢献するよう求めた。この2023年IMO 戦略は、この産業分野についての一連の野心水準を明確にし、特に「各国の異なる事情を考慮して、できるだけ早く国際海運業からの温室効果ガス排出量をこれ以上増やすことを止め、2050年頃までに温室効果ガス排出を正味ゼロとすること」、とした（2023年IMO 戦略 paras. 1.10.1, 3.1 and 3.3.4）。

81. 次に、ICAO は、2017年と2018年に、国際民間航空条約（以下「シカゴ条約」とする。）の附属書16の第3巻（Volume III）と第4巻を、採択した。シカゴ条約の附属書16は、国際航空業による環境に対する影響を規律する国際基準と勧告される方式を、擁している。附属書16の第3巻と第4巻は、気候変動の緩和に関係するものである。第3巻は、航空機による二酸化炭素排出の認証に関係し、第4巻は、国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation; CORSIA）を設けた。

82. 最後に、オゾン層保護モントリオール議定書は、オゾン層保護ウィーン条約の議定書として1987年9月16日に採択され、1989年1月1日に発効した。現在、モントリオール議定書の締約国は197ヵ国であり、これには国連海洋法条約のすべての締約国が含まれる。モントリオール議定書は、オゾン層を破壊

する化学物質の生産と消費の段階的廃止を定めるが、対象とする化学物質には、温室効果ガスであるクロロフルオロカーボン (CFCs) とハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) が含まれている。2016年10月15日に採択されたモントリオール議定書の改正 (以下「キガリ改正 (Kigali Amendment)」とする。) は、HCFCs に代替するために使用したハイドロフルオロカーボン (HFCs) の段階的削減を定めた。この HFCs は、オゾン層を破壊する物質ではないが、強力な温室効果ガスである。キガリ改正は、2019年1月1日に発効した (モントリオール議定書4条 (非締約国との貿易の規制) の改正を除く。これの発効は、2033年1月1日である)。現在、キガリ改正の締約国は、159ヶ国である。

(未完)

(2024年6月10日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」(JSPS 科研費24H00132) による成果の一部である。